

令和4年4月25日招集

第4回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和4年第4回狭山市農業委員会総会

令和4年4月25日(月曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

1 開会 午後1時30分

2 議事録署名委員の選任

3 議題

(1) 議案第1号 狭山農業振興地域整備計画の変更について

(2) 議案第2号 都市農地貸借円滑化法における事業計画の審査について

(3) 議案第3号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について

(4) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

(5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

4 報告事項

(1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について

(2) その他

5 閉会 午後2時45分

本日の出席農業委員 12名

1番 浅見 誠 次

2番 落 合 房 子

3番

4番 細 田 幸 司

5番 仲 川 知 範

6番 横 田 泰 宏

7番 小 口 英 吉

8番 岸 進

9番 諸 口 秀 敏

10番 平 本 洋 章

11番

12番 吉 田 博 幸

13番 渡 邊 隆 夫

14番 増 田 茂

(本日の欠席委員

2名)

3番 小 野 田 敏 枝

11番 増 田 棟 順

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳

清 水 芳 則

小 澤 俊 夫

室 岡 英 紀

奥 富 文 典

片 岡 弘 幸

齋 藤 孝 史

高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩 田 光 弘

主幹 吉 澤 裕 二

事務局 定刻になりましたので、これより令和4年第4回狹山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料
- ・資料3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い
席上に配付しました
- ・資料1、資料2の追加資料
- ・資料4 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・生産緑地の斡旋について
- ・活動記録簿の付け方と活動記録用紙
となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第4回狹山市農業委員会総会となりますが、『狹山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長をお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第4回狹山市農業委員会総会を開催します。

なお、議席番号 3番 小野田委員、議席番号 11番 増田棟順委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号4番 細田委員と5番 仲川委員をお願いします。

これより議案の審議を行います。

最初に第4回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 農地法第3条の申請が柏原地区で1件、4条の申請が柏原地区で1件、5条の申請が入間川地区で1件、入曽地区で1件、堀兼地区で1件、柏原地区で1件、併せて4件です。

租税特別措置法、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが、入曽地区で1件あります。

農用地利用集積計画は、入間川地区で1件、堀兼地区で14件、奥富地区で2件、柏原地区で6件、水富地区で1件、併せて21件となっております。

議長 議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。

はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 農地パトロールを行いました。4月に入って雑草の伸びている様子の見られた農地も数日経つと綺麗になっていて、きちんと管理されています。また、利用権設定の申し出があったお宅に伺って書類に押印をもらって来ました。

議長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 農地パトロールを行いました。概ね問題ありませんが、全筆調査で問題になっている農地には木が生えているようなところもあるので、今後も見回りをしていきたいと思ひます。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 あっせん台帳に記載の土地の確認と、利用権設定申出をされた方のお宅を訪ねて来ました。また、担当地区のパトロールも行いましたが、気温の上昇と降水量の多さのため、雑草が目につく畑が出てきました。状態が悪化しそうな農地については所有者をお訪ねして、管理をしていただくように話をしたいと思ひています。

議長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 利用権設定申出をされた方のお宅を訪問し、農地パトロールも行いました。雑草が生えている農地も、一部については借り手が見つかりそうだという情報を得ております。引き続き、遊休農地の解消に努めていきたいと思ひます。

議長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 荒れた農地の所有者には声をかけて、今後どのようにしていけばよいか、お互いに考えていきたいと思ひます。また、以前は荒れていた農地が、後継者ではないけれども若い夫婦が管理する様子が見受けられました。今後も適切な管理を続けてもらえるよう、積極的に関わって相談に乗れたらと思ひています。

議長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 利用権設定の手続きに1軒回って来ました。また、新たに農業を始められた方で新しい品目を作っている方のところを2回ほど訪問して、栽培状況の確認をしました。また、コロナの関係で、今年は水田の排水路等の掃除が中心になってしまったので、道路際の雑草がかなり目立つようになっています。田んぼが始まれば、皆さん草刈りはしますが、ひどいところについては注意していきたいと思ひます。

議長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 利用権設定で、現地での立ち会いをしました。出し手と受け手、増田茂委員にも立ち会っていただき、境界杭や隣接地の状況を確認しました。受け手は、これで60a程まとまったのですが、さらなる規模拡大をしたいという希望でしたので、今後も事務局と相談しながら話を進めたいと思ひます。

議長 続いて水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 利用権設定が1件ありましたので、ご自宅に伺って来ました。また、草が伸びてきていますので、見回りをしていきたいと思います。

議長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しくお願いいたします。

それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。

議案第1号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 資料1 総会議案書の1ページをお願いします。

今回は、利用権の設定が46筆、地目「田」が5, 145㎡、地目「畑」が49, 743㎡です。

所有権移転につきましては、ございません。

詳細につきましては、総会議案書の2ページからとなります。

1件目

渡し人は沢にお住まいの方、受け人は狭山市狭山にお住まいの方です。

所在地は入間川字下向沢、地目は畑、面積は2, 683㎡、権利の種類は2年間の使用貸借権設定で、受け人は認定農業者となっています。

2件目

渡し人は加佐志にお住まいの方、受け人は堀兼にお住まいの方です。

所在地は大字堀兼字尾花台、外1筆、地目は畑、面積は5, 940㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

3件目

渡し人は上赤坂にお住まいの方、受け人は同じく上赤坂にお住まいの方です。

所在地は大字上赤坂字月見ノ台、地目は畑、合計面積は3, 393㎡、権利の種類は5年間の使用貸借権設定で、受け人は認定農業となっています。

4件目

渡し人は下奥富にお住まいの方、受け人は同じく下奥富にお住まいの方です。

所在地は大字下奥富字三島木、地目は田、面積は2, 008㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定で、受け人は認定農業となっています。

5件目

渡し人は下奥富にお住まいの方、受け人は4件目と同じ方です。

所在地は大字下奥富字宮後、地目は田、面積は3, 137㎡、権利の種類は5年間

の賃貸借権設定です。

6 件目

渡し人は根岸にお住まいの方、受け人は日高市にお住まいの方です。

所在地は大字笹井字北原、外1筆、地目は畑、面積は2,390㎡、権利の種類は3年間の使用貸借権設定で、受け人は日高市の認定農業者となっています。

7 件目

渡し人は柏原にお住まいの方、受け人は所沢市にお住まいの方です。

所在地は柏原字町久保、地目は畑、面積は、2,092㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定で、受け人は認定農業者となっています。

8 件目

渡し人は柏原にお住まいの方、受け人は7件目と同じ方です。

所在地は柏原字町久保、地目は畑、面積は1,050㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

9 件目

渡し人は柏原にお住まいの方、受け人は7件目、8件目と同じ方です。

所在地は柏原字町久保、地目は畑、面積は480㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

10 件目

渡し人は公益社団法人埼玉県農林公社、受け人は中新田の法人です。

所在地は大字中新田字武蔵野、外1筆、地目は畑、面積は1,082㎡、権利の種類は10年間の賃貸借権設定で、受け人は認定農業者となっています。

11 件目

渡し人は公益社団法人埼玉県農林公社、受け人は中新田にお住まいの方です。

所在地は大字中新田字中台、外3筆、地目は畑、面積は4,517㎡、権利の種類は10年間の賃貸借権設定で、受け人は認定農業者となっています。

12 件目

渡し人は公益社団法人埼玉県農林公社、受け人は中新田の法人です。

所在地は大字中新田字中台、外1筆、地目は畑、面積は1,424㎡、権利の種類は10年間の賃貸借権設定です。

13 件目

渡し人は公益社団法人埼玉県農林公社、受け人は中新田にお住まいの方です。

所在地は大字中新田字中台、外2筆、地目は畑、面積は1,792㎡、権利の種類は10年間の賃貸借権設定です。

14件目

渡し人は川越市にお住まいの方、公益社団法人埼玉県農林公社を中間に、受け人は中新田の法人です。

所在地は大字中新田字武蔵野、外2筆、地目は畑、面積は2,551㎡、権利の種類は10年間の賃貸借権設定です。

15件目

渡し人は川越市にお住まいの方、公益社団法人埼玉県農林公社を中間に、受け人は中新田にお住まいの方です。

所在地は大字中新田字中台、地目は畑、面積は413㎡、権利の種類は10年間の賃貸借権設定です。

16件目

渡し人は中新田にお住まいの方、公益社団法人埼玉県農林公社を中間に、受け人は中新田の法人です。

所在地は、字中新田字中台、外1筆、地目は畑、面積は2,928㎡、権利の種類は10年間の賃貸借権設定です。

17件目

渡し人は中新田にお住まいの方、公益社団法人埼玉県農林公社を中間に、受け人は渡し人と同じ方です。

所在地は大字中新田字武蔵野、外5筆、地目は畑、面積は5,558㎡、権利の種類は10年間の賃貸借権設定です。

説明は、以上となります。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とするところですが、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号3と密接に関連していますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号3の際に一括の説明を求めることとします。

改めまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狹山市大字北入曾字入間野、外1筆、地目は畑、合計面積は299.7㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は上尾市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号3整理番号2番について審査結果を報告します。

申請地は狹山市入間川字中原、外2筆、地目は畑、合計面積は496.16㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい

- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は露地野菜の作付けとなっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、密接に関連する議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1番と合わせて、担当委員の一括の説明を求めます。

増田茂 委員 今回の申請内容は、昨年11月に社会福祉法人が取得した農地について、農地法第3条により地上権の設定を求め、地上権の設定をされた農地について、農地法第5条により営農型太陽光発電設備の設置をするというものです。

まず、3条について、議案番号2整理番号1番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字半貫、地目は畑、面積は925㎡です。現在の利用状況は遊休農地で、譲受人は神奈川県藤沢市で太陽光発電事業を行っている事業者です。根拠法令としては、農地法第3条に該当します。

続けて、5条について、議案番号3整理番号3番について審査結果を報告します。申請地は3条と同じですが、面積は925㎡のうち0.33㎡、太陽光発電の脚の部分だけの申請で、太陽光発電設備の下で櫛を栽培するという計画です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ
- ・ 500 m 以内に 2 つ以上の公共施設がある いいえ
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから 300 m 以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第 2 種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は神奈川県藤沢市で太陽光発電事業を行っている事業者です。転用目的は営農型発電設備の設置です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書 3 の朗読)

理由書 3 により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適
- ・ 復旧の確実性 有

根拠法令としては、農地法第 5 条に該当します。以上のことから、議案番号 2 整理番号 1 番と併せて、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号 4 番について、担当委員の説明を求めます。

吉田委員 議案番号 3 整理番号 4 番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字富士見里、地目は畑、面積は 1, 869 m²です。

申請地は農振農用地で、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は、狭山市で土木工事業を行っている法人です。転用目的は農地改良です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書 4 の朗読)

理由書 4 により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適

- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適
- ・復旧の確実性 有

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂
委員

議案番号4整理番号1番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字中本宿、地目は畑、面積は250㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

（理由書1の朗読）

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

事務局 補足説明をいたします。
申請地の東側に宅地がありますが、面積が300㎡に満たないと狭山市では住宅を建築することができないため、今回の土地との一体利用という形の申請となっております。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局 資料3をご覧ください。
大字北入曾字御狩場、外3筆、地目は畑、面積3,431㎡について相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出ているものとなります。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。よって、本件を『承認』します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 資料4をご覧ください。
農地法第3条の3の規定による届出は、2件9筆、面積が5,056.65㎡、地目「田」が3筆2,777㎡、地目「畑」が6筆2,279.65㎡、すべて相続による届出で、あっせんの希望はありません。
農地法第4条の規定による届出は、1件2筆で、面積が377㎡、地目「畑」で、転用目的、駐車場敷地です。

農業用施設に係る届出は、1件1筆です。
通信事業計画書が1件1筆です。

議 長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。

質疑は無いようです。

次に生産緑地の斡旋について、事務局から説明をお願いします。
事務局 都市計画課より、別紙のとおり、生産緑地のあっせん依頼がありました。期間が6月1日までとなっておりますので、希望があった場合は連絡をお願いします。

議 長 説明がおわりました。
質疑を受け付けます。

質疑はないようです。
事務局から、その他、何かありましたらお願いします。

その他について、委員から何かありますか。

無いようですので、これをもちまして、第4回狭山市農業委員会総会を終了します。

ご協力ありがとうございました。